

役員等の報酬に関する規程

社会福祉法人
宜野座村社会福祉協議会

社会福祉法人宜野座村社会福祉協議会
役員等の報酬等に関する規程

(主旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人宜野座村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規程に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員等が、その職務のため、理事会に出席したときは、報酬として日額3,000円を支給する。

2 本会の会長及び副会長には、次のとおり報酬を定める。

(1) 会長 月額 70,000円

(2) 副会長 月額 20,000円

3 監事が監査を行った場合は、次のとおり報酬を支給する。

(1) 監査報酬 日額 5,000円

(費用弁償)

第4条 役員等が、その職務のため、理事会出席以外で職務を行った場合は、本会の旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって、本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

評議員の報酬に関する規程

社会福祉法人

宜野座村社会福祉協議会

社会福祉法人宜野座村社会福祉協議会
評議員の報酬等に関する規程

(主旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人宜野座村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規程に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として月額3,000円を支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため、評議員会出席以外で職務を行った場合は、本会の旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって、本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。